

申請をスムーズに。 よくある4つの間違いをチェックしましょう！

1 すべての金額は**必ず【税抜き】**で記入してください。

申請書に記載するすべての金額は、**必ず【税抜き】**で記載してください。

●税込み金額しかわからない場合は？

割り戻しをして【税抜き金額】を算出し、小数点以下は切り捨てて記載してください。

※割り戻し計算方法(消費税10%)の場合：税込み金額を「1.1」で割ります。

例)税込み金額が「10,000円」の場合

$$10,000円 \div 1.1 = 9,090.909\cdots$$

小数点以下は切り捨て

税込み金額が「10,000円」の場合は、
「9,090円」が記載する【税抜き金額】となります。

【税抜き】合計金額が5万円未満の場合は、補助の対象外となります。
※申請はできません

2 提出書類不足は**不備**となります。

申請に必要な提出書類を必ず確認してください。

※申請者自身で準備する書類もあります。ご注意ください。

●ホームページからダウンロード・記入するもの

- ・交付申請書
- ・事業実績及び収支精算書
- ・口座振込依頼書
- ・領収書等支払い内容がわかる書類の写し及び購入・導入した設備・備品の写真
- ・(該当者のみ)消費税及び地方消費税仕入控除額報告書
- ・(該当者のみ)財産処分承認申請書

●申請者自身で準備するもの

- ・納税証明書(原本)※写し不可
- ・「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得したことを証する通知の写し等

納税証明書について：代替書類は認められませんので、本申請のために必ず原本を取得してください。

※納税証明書の発行手続きについては、ホームページ内の「県税の納税証明書の発行手続きについて」でご確認ください。

※申請後に不備通知が届き、以下のような色紙が入っていたら、提出書類不足です。



該当する不足書類を確認し、再提出時に必ず同封してください。

3 空気清浄機の機能(仕様)不明は不備となります。

空気清浄機の機能が、以下に該当しない場合は対象となりません。

HEPAフィルター付
または
同等以上の機能を持つもの
※同等以上の機能:0.3 μ mの粒子を99.97%以上捕集
できるフィルター

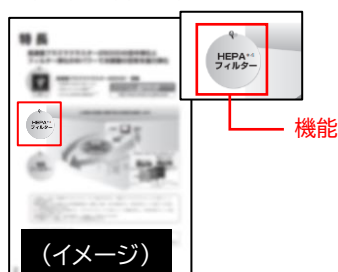
または

風量が
5m³/min程度以上のもの
※サーキュレーター扱いで対象

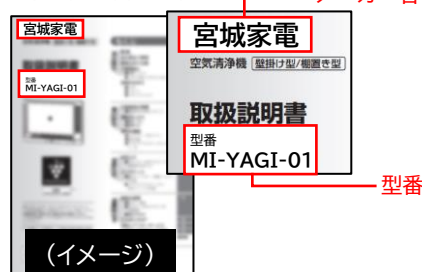
商品の画像だけでは機能の有無を確認できない場合が多いため、
上記機能に該当することを証明できる資料も同封してください。

(例)上記機能が記載されている「説明書の写し」または、「メーカー名および型番」の両方がわかるもの

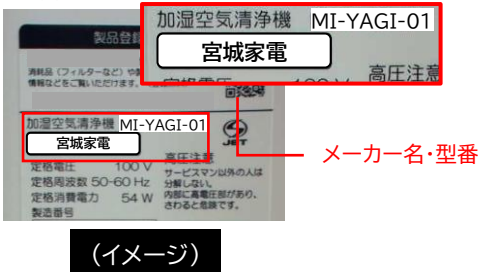
●取扱説明書の機能ページ



●取扱説明書の表紙



●本体ラベル



4 「みやぎ飲食店コロナ対策認証店」であることが、申請の条件です。

本申請は、「認証店であること」が条件となります。
認証店であることの証明として認証店通知の写しの提出が必要です。

●手元に「認証店通知」がない場合は？

交付申請書に正しい認証番号を記入の上、みやぎ飲食店コロナ対策認証制度ホームページ (<https://miyagi-ninsho.jp/>) で公開されている認証店リストにマーカーをつけ提出してください。

※ステッカーのみ
では認証店の証明
になりません。



そのほか、「領収証不足」「交付申請書2枚目の項目チェック記入漏れ」なども、不備としてよく発生します。ホームページに掲載の「申請書類記載例」をよく確認し、スムーズに申請が通るよう、提出前にチェックしましょう。